

関 係 者 各 位

青森市福祉部障がい者支援課長

## 特別支援学校等在学中における就労選択支援の支給決定に係る取扱いについて

平素より、本市の障がい福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 1 0 月 1 日より新たなサービスとして「就労選択支援」が開始されることとなり、就労選択支援の制度概要、取り扱いについて下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

関係者の皆様におかれましては、生徒、保護者等への説明を含め、本取扱いの円滑な運用に向け、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

※今年度は、就労移行支援事業所等で就労アセスメントを既に実施している場合、改めて就労選択支援でのアセスメントは不要とします。

### 記

#### 1 就労選択支援について

|      |                                                                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要   | 障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するもの                                             |
| 対象者  | 特別支援学校等を卒業後すぐに、就労移行支援又は就労継続支援の利用を希望するかた（令和 7 年 10 月からは就労継続支援 B 型利用希望者、令和 9 年 4 月からは就労継続支援 A 型を利用する場合も就労選択支援の利用が必要となります） |
| 利用時期 | 卒業後の進路選択を考える上で、アセスメントで得られた情報を活用できるように、3 年生以外の各学年でも利用が可能<br>また必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能                                    |
| 決定期間 | 支給決定期間は、原則 1 カ月<br>1 カ月の期間において、実習、ケース会議、アセスメント結果のフィードバックを行う<br>作業場面等を活用した実習は 2 週間程度を想定しているが、個々の状況に応じて 5 日間程度の短期間での実施も可能 |
| その他  | 他のサービスとの同一日の利用について<br>① 放課後等デイサービス<br>② 障害児入所支援 等 支援内容・報酬に重なりがない場合は、同一日の併給が可能                                           |

## 2 具体的な運用方法

○在学中に就労選択支援の利用を希望する方は、サービスの利用申請が必要となります。サービス利用前には、利用希望者の認定調査が必要となるため特別支援学校等については、事前に利用希望者一覧を作成のうえ、市と調査の日程調整等を行ってください。

また、利用開始時点で18歳未満の場合は、児童相談所からの意見を要するため、同意書の提出が必要となります。

○相談支援事業所は、サービス等利用計画案を作成し、市へ提出してください。

○市では、サービス等利用計画案を踏まえ、就労選択支援の利用開始日などに合わせて支給決定を行います。

○就労選択支援事業所は、サービス提供終了後2週間以内に「就労選択支援就労アセスメント評価票」を市へご提出ください。

## 3 その他の留意事項

○在学生の受入に当たり、就労選択支援事業所は、通常の利用者と同様の手続等を行ってください。

○就労選択支援事業所が行うアセスメントについては、実習先または就労選択支援事業所等にて行うこととします。

○就労選択支援を実施した結果、特別支援学校卒業後に就労継続支援B型の利用を希望する場合、相談支援事業所は利用希望開始日の1週間前までに支給決定に必要な書類（申請書、計画案、基本情報、）を提出してください。書類がすべて揃っていない場合は、希望通りの日程で就労継続支援B型の利用ができない場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

### 【担当】

青森市福祉部障がい者支援課

障がい福祉チーム 佐藤

TEL 017-734-5327 FAX 017-734-5329

E-mail

shougai-shien@city.aomori.aomori.jp